

高額医療費について

外来での高額な治療や長い期間の入院治療は医療費の保険自己負担額（医療機関への窓口支払額）が高額になります。そのような場合、「高額療養費制度」を利用することで、窓口負担を軽減することができます。高額療養費制度とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、『マイナ保険証』をご利用いただくか、『限度額適用認定証』を提示する方法が便利です。

【自己負担限度額】（食事代の標準負担額、差額室料、テレビ代等は対象外） 2026年8月から
◎70才未満（月収＝標準報酬月額）

区分		直近12ヶ月で1回～3回 高額医療に該当する場合	4回目以降の場合（多数該当）
ア	月収83万円以上の方	270,300円＋ （医療費－901,000円）×1%	140,100円
イ	月収53～79万円の方	179,100円＋ （医療費－597,000円）×1%	93,000円
ウ	月収28～50万円の方	85,800円＋ （医療費－286,000円）×1%	44,400円
エ	月収26万以下の方	61,500円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	36,900円	24,600円

◎70才以上（月収＝標準報酬月額）

適用区分			外来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯ごと）	4回目以降の場合 （多数該当）
現役並み所得者	Ⅲ	年収約1,160万円～ （月収83万円以上/課税所得690万円以上）	270,300円＋ （総医療費－901,000円）×1%		140,100円
	Ⅱ	年収約770万円～約1,160万円 （月収53万円以上/課税所得380万円以上）	179,100円＋ （総医療費－597,000円）×1%		93,000円
	Ⅰ	年収約370万円～約770万円 （月収28万円以上/課税所得145万円以上）	85,800円＋ （総医療費－286,000円）×1%		44,400円
一般の方	年収156万～約370万円 （月収26万以下/課税所得145万円未満）		22,000円 〔年間の上限：216,000円〕	61,500円	44,400円
住民税非課税	Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000円 〔年間の上限：96,000円〕	25,700円	24,600円
	Ⅰ	住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）	8,000円	15,700円	

年齢と世帯の所得状況により保険自己負担額が異なります。該当する区分は加入をされている健康保険組合、全国健康保険協会、各市町村などの保険者ご確認ください。

で囲まれた「70歳以上で年収約370～1,160万円（課税所得145～689万円）の方または、住民税非課税世帯に該当する方」は病院の窓口で高額医療の適用を受ける為には事前手続きが必要になります。